

## 茨城県産業技術イノベーションセンター 公的研究費不正防止計画

「茨城県産業技術イノベーションセンター公的研究費の管理・監査実施規定」に基づき、公的研究費の不正防止計画を下記のとおり定める。

### 1. 茨城県産業技術イノベーションセンター内の責任体系の明確化

センター長を最高管理責任者とし、不正防止計画推進部署、内部監査の体系を整備し、責任を明確化する。

### 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

- ① 研究の実施状況及び予算執行状況に関して、最高管理責任者によるヒアリングを4半期ごとに実施する。
- ② 物品購入に係るルール of 明確化・統一化。
- ③ 公的研究費による出張は、書面により速やかにセンター長に復命するものとする。
- ④ 内部監査体制の強化。
- ⑤ コンプライアンスに関わる講習会を実施する。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

- ① 公的研究費の使用における問題点について把握し、機関内で共有する。
- ② 監査等により、問題点の把握・検証及び改善を行うと同時に、不正の未然防止を図る。

### 4. 不正防止計画推進部署

センターの不正防止計画推進部署は、管理部におく。

茨城県産業技術イノベーションセンター長

令和8年4月1日